令和6年度障害福祉サービス等制度改定の概要

旭川市福祉保険部指導監査課

横断的改定事項

（１）経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し
（２）福祉・介護職員等の処遇改善
（３）地域生活支援拠点等の機能の充実
（４）強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実
（５）視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の充実
（６）意思決定支援の推進
（７）本人の意向を踏まえたサービス提供
（８）障害者虐待防止の推進
（９）身体拘束等の適正化の推進
（10）個別支援計画の共有

横断的改定事項

（11）高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価
（12）人員基準における両立支援への配慮等
（13）障害福祉現場の業務効率化等を図るためのＩＣＴの活用等
（14）業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取り組みの強化
（15）障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上
（16）情報公表未報告の事業所への対応
（17）地域区分の見直し
（18）補足給付の基準費用額の見直し
（19）食事提供体制加算の経過措置の取扱い
（20）施設入所者の送迎加算の取扱い

福祉・介護職員等の処遇改善

概要

〇障害福祉現場で働く方々にとって，令和６年度に２．５％，令和７年度に２．０％のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行う。

〇福祉・介護職員等の確保に向けて，福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から，福祉・介護職員処遇改善加算，福祉・介護職員等特定処遇改善加算，福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について，現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた４段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

〇就労定着支援の就労定着支援員，自立生活援助の地域生活支援員，就労選択支援の就労選択支援員を，処遇改善加算の対象に加える。

算定要件等

〇新加算（Ⅰ～Ⅳ）は，加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（福祉・介護職員への配分を基本とし，特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが，事業所内で柔軟な配分を認める。）

〇新加算のいずれの区分を取得している事業所においても，新加算Ⅳの加算額の１／２以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。

↓

令和６年６月１日から適用

新加算（福祉・介護職員等処遇改善加算）		
	Ⅰ	新加算（Ⅱ）に加え，以下の要件を満たすこと。 ・経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること
	Ⅱ	新加算（Ⅲ）に加え，以下の要件を満たすこと。 ・改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・職場環境のさらなる改善，見える化
	Ⅲ	新加算（Ⅳ）に加え，以下の要件を満たすこと。 ・資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備
	Ⅳ	新加算（Ⅳ）の１／２以上を月額賃金で配分 職場環境の改善（職場環境等要件） 賃金体系等の整備及び研修の実施等

旧３加算の算定状況に応じた新加算Ⅰ～Ⅳの算定要件（早見表）

（表の見方）　旧３加算の算定状況のうち当てはまる行を見つけ（①）、令和６年度中に算定可能な経過措置区分（新加算Ⅴ）（②）と、新加算Ⅰ～Ⅳに移行する場合の要件一覧（③）を確認する。

※加算率は生活介護の例。

	旧３加算の算定状況					新加算Ⅴ		新加算Ⅰ～Ⅳに移行する場合の要件一覧											
	取得パターン				合計の加算率	算定可能な経過措置区分（新加算Ⅴ）②	加算率	加算区分（加算率が下がらない区分であり、移行先の候補となるもの）③	加算率	月額賃金改善要件		キャリアパス要件					職場環境等要件		
	処遇改善加算	特定加算	ベア加算							Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ			
										新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善	旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善	任用要件・賃金体系の整備等	研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件	介護福祉士等の配置	区分ごとに1以上・全体で7以上の取組	区分ごとに2以上・全体で13以上の取組	HP掲載等を通じた見える化
1	Ⅰ	Ⅰ	有	6.9%	－	－	新加算Ⅰ	8.1%	◎	－	○	○	○	○	○	－	◎	◎
2	Ⅰ	Ⅰ	なし	5.8%	新加算Ⅴ(1)	7.0%	新加算Ⅰ	8.1%	◎	□	○	○	○	○	○	－	◎	◎
3	Ⅰ	Ⅱ	有	6.8%	－	－	新加算Ⅱ	8.0%	◎	－	○	○	○	○	－	－	◎	◎
4	Ⅰ	Ⅱ	なし	5.7%	新加算Ⅴ(3)	6.9%	新加算Ⅱ	8.0%	◎	□	○	○	○	○	－	－	◎	◎
5	Ⅰ	なし	有	5.5%	－	－	新加算Ⅲ	6.7%	◎	－	○	○	○	－	－	◎	－	－
6	Ⅰ	なし	なし	4.4%	新加算Ⅴ(8)	5.6%	新加算Ⅲ	6.7%	◎	□	○	○	○	－	－	◎	－	－
7	Ⅱ	Ⅰ	有	5.7%	新加算Ⅴ(2)	6.9%	新加算Ⅰ	8.1%	◎	－	○	○	△	○	○	－	◎	◎
8	Ⅱ	Ⅰ	なし	4.6%	新加算Ⅴ(5)	5.8%	新加算Ⅰ	8.1%	◎	□	○	○	△	○	○	－	◎	◎
9	Ⅱ	Ⅱ	有	5.6%	新加算Ⅴ(4)	6.8%	新加算Ⅱ	8.0%	◎	－	○	○	△	○	－	－	◎	◎
10	Ⅱ	Ⅱ	なし	4.5%	新加算Ⅴ(6)	5.7%	新加算Ⅱ	8.0%	◎	□	○	○	△	○	－	－	◎	◎
11	Ⅱ	なし	有	4.3%	－	－	新加算Ⅳ	5.5%	◎	－	○	○	－	－	－	◎	－	－
12	Ⅱ	なし	なし	3.2%	新加算Ⅴ(11)	4.4%	新加算Ⅳ	5.5%	◎	□	○	○	－	－	－	◎	－	－
13	Ⅲ	Ⅰ	有	4.3%	新加算Ⅴ(7)	5.5%	新加算Ⅰ	8.1%	◎	－	△	△	△	○	○	－	◎	◎
14	Ⅲ	Ⅰ	なし	3.2%	新加算Ⅴ(10)	4.4%	新加算Ⅰ	8.1%	◎	□	△	△	△	○	○	－	◎	◎
15	Ⅲ	Ⅱ	有	4.2%	新加算Ⅴ(9)	5.4%	新加算Ⅱ	8.0%	◎	－	△	△	△	○	－	－	◎	◎
16	Ⅲ	Ⅱ	なし	3.1%	新加算Ⅴ(12)	4.3%	新加算Ⅱ	8.0%	◎	□	△	△	△	○	－	－	◎	◎
17	Ⅲ	なし	有	2.9%	新加算Ⅴ(13)	4.1%	新加算Ⅳ	5.5%	◎	－	△	△	－	－	－	◎	－	－
18	Ⅲ	なし	なし	1.8%	新加算Ⅴ(14)	3.0%	新加算Ⅳ	5.5%	◎	□	△	△	－	－	－	◎	－	－

青字（◎・□・△）は、事業所にとって、新規に満たすことが必要な要件。そのうち、◎は、令和７年度から適用になる要件。□は、初めて新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する事業年度に適用になる要件。△は、「令和６年度内の対応の誓約」により令和６年度当初から満たしたこととして差し支えない要件。

（参考）補助金及び加算の申請等に係る提出物の提出期日一覧

提出書類		提出期限
処遇改善計画書	補助金	４月15日　※各都道府県において設定。
	現行３加算	４月15日
	新加算	４月15日 ※事業者等が、令和６年６月15日までに計画の変更を届け出た場合には、受け付けること。
体制届出 （体制等状況一覧表）	現行３加算	指定権者において４月15日まで延長可。
	新加算	５月15日 ※ただし、新加算についても現行３加算と一緒に提出したい場合は、令和６年度の旧３加算に係る体制届出と同じタイミング（～４月15日）で届出可。 ※いずれにしても、６月15日までは変更を受け付けること。

処遇改善加算の新制度については，厚生労働省ＨＰに制度説明資料や事業者向けリーフレットが掲載されているので参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/minaoshi/index_00007.html

厚生労働省ＨＰホーム ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 福祉・介護 ＞ 障害者福祉 ＞ 福祉・介護職員の処遇改善

意思決定支援の推進

「事業者は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨が明記。

→本人の意向を十分に確認することが重要。

障害者虐待防止の推進

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため，障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について，虐待防止措置未実施減算（所定単位数の１％を減算）を創設。

虐待防止措置（令和４年度から義務化）

①虐待防止委員会を定期的に開催するとともに，その結果について従業者に周知徹底を図ること

②従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施すること

③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

これらの措置が未実施の場合…

所定単位数１％を減算

個別支援計画の共有

指定基準において，各サービスの個別支援計画について指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。
→各サービス事業所から情報提供すること。

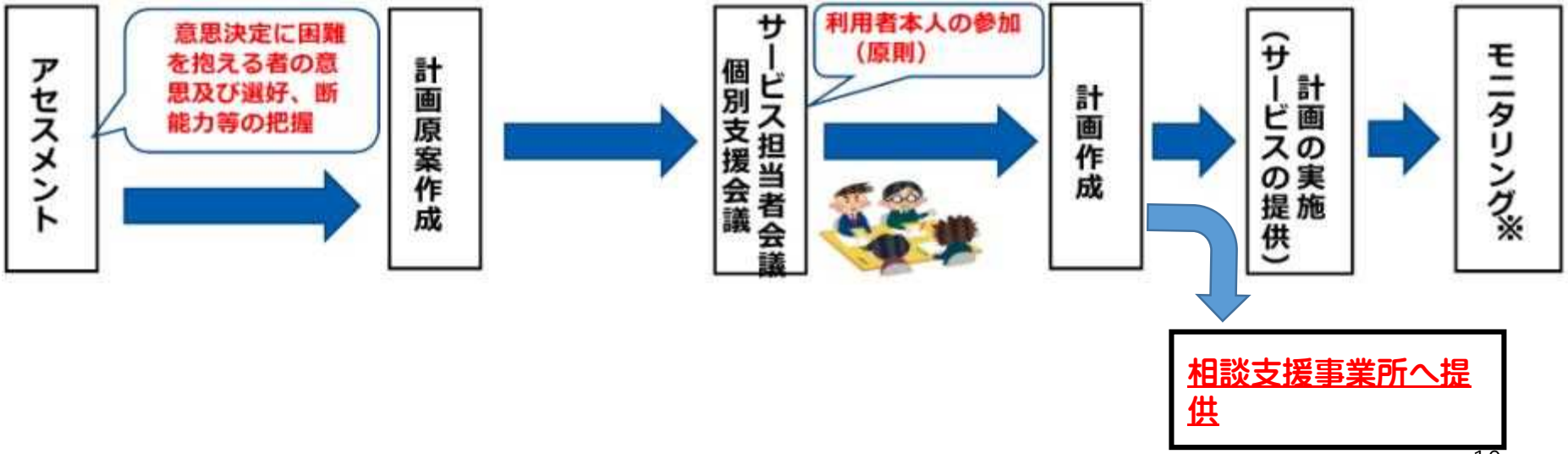

情報公表未報告の事業所への対応

　利用者への情報公表，災害発生時の迅速な情報共有，財務状況の見える化の推進を図る観点から，障害福祉サービス等情報公表システム上，未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。

　また，都道府県知事等は，指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは，当該申請に係る事業者から情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do

からログインして，毎年５月～７月末日の間に情報公表をすること。
ログインＩＤ等がわからない場合は，指導監査課まで問い合わせること。

訪問系サービス

訪問系サービス

○特定事業所加算の要件見直し（居宅・同行・行動）

○居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置の廃止（居宅）

○通院等介助等の対象要件見直し（居宅）

○入院中の重度訪問介護利用の対象拡大（重訪）

○入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価（重訪）

○熟練従業者による同行支援の見直し（重訪）

○短時間の支援の評価（行動）

○行動援護のサービス提供責任者等の要件に係る経過措置の延長

訪問系サービス

○特定事業所加算の要件見直し（居宅・同行・行動）

★居宅介護

・専門的な支援技術を必要とする重度障害児への支援が評価できるように，加算要件の「重度障害者への対応」，「中重度障害者への対応」の中に，「重度障害児（重症心身障害児，医療的ケア児）への対応」を追加する。

★同行援護

・専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように，加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として，「盲ろう者向け通訳・介助員であり，同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加する。

★行動援護

・加算要件の「サービス提供体制の整備」に，強度行動障害を有する者に対しての医療・教育等の関係機関との連携に関する要件を追加する。

・加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として，「中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の人数」を追加する。

・加算要件の「重度障害者への対応」の選択肢として，特に専門的な支援技術を必要とする「行動関連項目１８点以上の者」を追加する。

訪問系サービス

- 通院等介助等の対象要件見直し

目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には，指定障害福祉サービス（生活介護，短期入所，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援Ａ型，就労継続支援Ｂ型），指定通所支援（児童発達支援，放課後等デイサービス），地域活動支援センター，地域生活支援事業の生活訓練等及び日中一時支援から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助及び通院等乗降介助に関しても，同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に，算定することが

【見直し後】

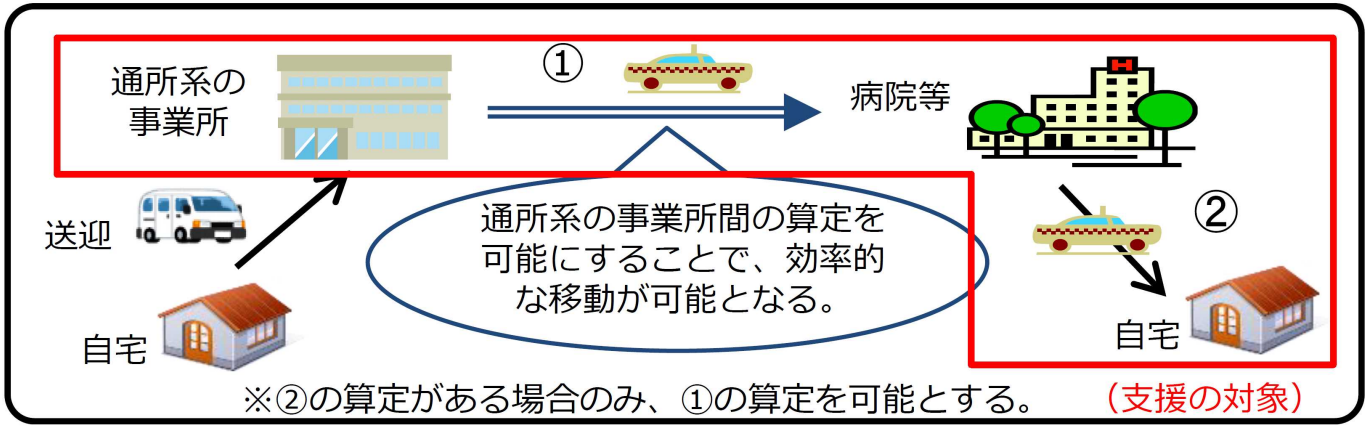

日中活動系サービス・就労系サービス

日中活動系サービス・就労系サービス

〇生活介護
・サービス提供時間ごとの基本報酬の設定
・利用定員規模ごとの基本報酬の設定
・延長支援加算の見直し
・常勤看護職員等配置加算の拡充
・人員配置体制加算の拡充
・入浴支援加算の創設
・喀痰吸引等実施加算の創設
・リハビリテーション職の配置基準
・リハビリテーション加算におけるリハビリテーション実施計画の作成期間の見直し
・栄養状態のスクリーニング及び栄養改善の取り組みの充実
・福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し

●横断的事項
・強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化
・食事提供体制加算の経過措置の取扱い

日中活動系サービス・就労系サービス

○就労移行支援
・就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し
・支援計画会議実施加算の見直し

○就労継続支援Ａ型
・スコア方式による評価項目の見直し

○就労継続支援Ｂ型
・平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し
・平均工賃月額の算定方法の見直し

○就労定着支援
・就労定着率のみを用いた報酬設定
・定着支援連携促進加算の見直し
・支援終了の際の事業所の対応
・実施主体の追加
・就労移行支援事業所等との一体的な実施

【就労系サービスの横断的な改定事項】
・就労系障害福祉サービスを一時的に利用する際の評価（就労継続支援Ａ型・就労継続支援Ｂ型）
・休職期間中に就労系障害福祉サービス等を利用する際の対応（就労移行支援・就労継続支援Ａ型・就労継続支援Ｂ型・生活介護・自立訓練）
・就労系障害福祉サービスにおける施設外就労に関する実績報告書の提出義務廃止等の見直し（就労移行支援・就労継続支援Ａ型・就労継続支援Ｂ型）
・基礎的研修開始に伴う対応（就労移行支援及び就労定着支援）
・施設外支援に関する事務処理の簡素化（就労移行支援及び就労継続支援Ａ型，就労継続支援Ｂ型）

日中活動系サービス・就労系サービス

サービス提供時間ごとの基本報酬の設定（生活介護）

基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
3時間以上～4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上～5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上～6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上～7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上～8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
8時間以上～9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

日中活動系サービス・就労系サービス

延長支援加算の見直し（生活介護）

延長支援加算については，生活介護の基本報酬をサービス提供時間で８時間以上９時間未満まで設定することから，９時間以上の支援を評価する（施設入所者については，延長支援加算は算定できない）。

人員配置体制加算の拡充（生活介護）

医療的ケアが必要な者など，重度の障害者に対する複数職員による手厚い体制を評価する。

・人員配置体制加算（Ⅰ）→従業者を常勤換算方法で「１．５：１」以上配置　←新規
・人員配置体制加算（Ⅱ）→従業者を常勤換算方法で「１．７：１」以上配置
・人員配置体制加算（Ⅲ）→従業者を常勤換算方法で「２：１」以上配置
・人員配置体制加算（Ⅳ）→従業者を常勤換算方法で「２．５：１」以上配置

福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し（生活介護）

生活介護については，常勤職員が多く配置されていることや，常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため，福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）との併給を可能とする。

日中活動系サービス・就労系サービス

就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し（就労移行支援）

運営基準及び社会福祉法施行規則における利用定員規模を見直し，定員１０名以上からでも実施可能とする。

支援計画会議実施加算の見直し（就労移行支援）

地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から，会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に，サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。また，地域の就労支援機関等と連携することにより，地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組である加算であることから，加算の名称を地域連携会議実施加算に変更する。

【現行】

【支援計画会議実施加算】583単位／回
（１月につき１回かつ１年につき４回を限度）

・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【見直し後】

【地域連携会議実施加算】（Ⅰ）583単位／回
・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【地域連携会議実施加算】（Ⅱ）408単位／回
・利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う職業指導員、生活支援員又は就労支援員等が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて１月につき１回かつ１年につき４回を限度とする。

日中活動系サービス・就労系サービス

スコア方式による評価項目の見直し（就労継続支援Ａ型）

・事業者の経営改善への取組が一層評価されるよう，「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど，各評価項目の得点配分の見直しを行う。

・労働時間の評価について，平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。

・生産活動の評価について，生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点，下回った場合には減点する。

・利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける

・経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており，運営基準を満たすことができていない事業所への対応として，自治体による指導を行うとともに，経営改善計画に基づく取組を行っていない場合について新たにスコア方式に減点項目を設ける。

【現行】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	５点～８０点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	５点～４０点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	０点～３５点で評価
支援力向上	職員のキャリアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	０点～３５点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	０点～１０点で評価

【見直し後】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	５点～９０点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	－２０点～６０点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価	０点～１５点で評価
支援力向上	職員のキャリアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	０点～１５点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	０点～１０点で評価
経営改善計画	経営改善計画の作成状況により評価	－５０点～０点で評価
利用者の知識及び能力向上	利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価	０点～１０点で評価

日中活動系サービス・就労系サービス

平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し（就労継続支援Ｂ型）

・工賃のさらなる向上のため，平均工賃月額に応じた報酬体系について，平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引き上げ，低い区分の基本報酬の単価を引き下げる。

・利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価する報酬体系について，収支差率を踏まえた基本報酬の設定。

・多様な利用者への対応を行う事業所について，さらなる手厚い人員配置ができるよう，新たに人員配置「６：１」の報酬体系を創設。（目標工賃達成指導員配置加算も６：１以上が要件）

平均工賃月額
4.5万円以上
3.5万円以上4.5万円未満
3万円以上3.5万円未満
2.5万円以上3万円未満
2万円以上2.5万円未満
1.5万円以上2万円未満
1万円以上1.5万円未満
1万円未満

高工賃の事業所を更に評価

単価引上げ

単価引下げ

基本報酬

従業員配置６：１（新設） 定員20人以下の場合

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	837単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	805単位/日
3万円以上3.5万円未満	758単位/日
2.5万円以上3万円未満	738単位/日
2万円以上2.5万円未満	726単位/日
1.5万円以上2万円未満	703単位/日
1万円以上1.5万円未満	673単位/日
1万円未満	590単位/日

＋

加算

【目標工賃達成加算】（新設）**１０単位／日**

目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃が実際に向上した場合の評価。

重度者支援体制加算（現行）　22～56単位/日

短時間利用減算【新設】

算定利用時間が４時間未満の利用者が全体の５割以上である場合には，基本報酬を減算する。ただし，個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置づけられ，実際に支援を実施した場合，又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外する。

目標工賃達成加算【新設】

目標工賃達成指導員配置加算の対象となる指定就労継続支援Ｂ型事業所等が各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき，自らも工賃向上計画を作成するとともに，当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に加算する。

日中活動系サービス・就労系サービス

⑯　目標工賃達成指導員配置加算の取扱いについて

報酬告示第 14 の 13 の目標工賃達成指導員配置加算については、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）を算定する指定就労継続支援Ｂ型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で１人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を 5 で除して得た数以上である場合に、加算する。

目標工賃達成指導員は、工賃目標の達成に向けて、各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいい、例えば、生産活動収入の向上を目指し、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に基づく積極的な物品や役務等の受注促進、地域と連携した農福連携等の取組を通じた新たな生産活動領域の開拓、ＩＣＴ機器等の導入による利用者の生産能力向上等を図るものをいう。

目標工賃達成指導員配置加算の要件

●職業指導員または生活指導員を６：１以上配置
●目標工賃達成指導員を常勤換算方法で１人以上配置
●目標工賃達成指導員，職業指導員及び生活支援員を５：１以上配置

＋

工賃向上計画の作成，工賃目標の達成に向けた取組

日中活動系サービス・就労系サービス

平均工賃月額の算定方法の見直し（就労継続支援Ｂ型）

障害特性等により，利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ，平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

［見直し後］

ア　前年度における工賃支払総額を算出

イ　前年度における開所日１日当たりの平均利用者数を算出
　　前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数

ウ　前年度における工賃支払総額（ア）÷前年度における開所日１日当たりの平均利用者数（イ）
　÷１２により，１人当たり平均工賃月額を算出

【現行】

○　前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
イ 前年度に支払った工賃総額を算出
ウ 工賃総額（イ）÷工賃支払対象者の総数（ア）により１人当たり平均工賃月額を算出
※ただし、障害基礎年金１級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に２千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷（年間延べ利用者数÷年間開所日数）÷ 12 月

※　上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

日中活動系サービス・就労系サービス

就労定着率のみを用いた報酬設定（就労定着支援）

基本報酬について，利用者数と就労定着率に応じた報酬体系ではなく，就労定着率のみに応じた報酬体系とする。

就労移行支援事業所等との一体的な実施（就労定着支援）

就労移行支援事業所等との一体的な運営を促進する観点から，通知を改正し，本体施設のサービス提供に支障がない場合，就労移行支援事業所の職業指導員等の直接処遇職員が就労定着支援に従事した勤務時間を，就労定着支援員の常勤換算上の勤務時間に含める。

［見直し後］

一体的に運営する就労移行支援事業所等の就労支援員等が就労定着支援員を兼務する場合について，就労定着支援員が業務に従事した時間を，就労定着支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入することができる。

日中活動系サービス・就労系サービス

食事提供体制加算の経過措置の取扱い（生活介護，短期入所，自立訓練（機能訓練・生活訓練），就労選択支援，就労移行支援，就労継続支援Ａ型，就労継続支援Ｂ型）

通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長

【現行】
収入が一定額以下（生活保護受給世帯，市町村民税非課税世帯，所得割１６万円未満）の利用者に対して，事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して，食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

【見直し後】
収入が一定額以下（生活保護受給世帯，市町村民税非課税世帯，所得割１６万円未満）の利用者に対して，事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して，次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。
① 管理栄養士または栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は，栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士または栄養士が栄養面について確認した献立であること。
② 利用者ごとの摂食量を記録していること
③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね６月に１回記録していること

施設系サービス

施設系サービス

〇基本報酬の定員区分の見直し
〇地域移行を推進するための取組の推進
〇地域移行の実績の評価
〇夜間看護体制加算の拡充
〇通院支援に対する評価の創設
〇見守り機器導入による夜勤職員配置体制加算の要件の緩和

施設系サービス

地域移行を推進するための取組の推進

すべての施設入所者に対して，地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し，本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。

また，

①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること。

②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど，意向確認のマニュアルを作成していること

①，②について，令和６年度から努力義務化，令和８年度からは義務化するとともに，未対応の場合は減算の対象とする。

地域移行に向けた動機付け支援として，グループホーム等の見学や食事利用，地域活動への参加等を行った場合を評価するための加算を創設する。

施設系サービス

・支援の質の確保

運営基準において，各事業所に地域連携推進会議を設置して，地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。

※令和６年度までは経過措置として，事業者の努力義務とする。

«地域との連携等【新設】»

① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね１年に１回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

② 会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。

③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。

※ 上記規定は、令和６年度から努力義務化、令和７年度から義務化。

居住系サービス

居住系サービス

〇共同生活援助

・グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実（介護サービス包括型，外部サービス利用型）

・支援の実態に応じた報酬の見直し

・支援の質の確保

・個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い（介護サービス包括型，日中サービス支援型）

居住系サービス

〇自立生活援助
・対象者の明確化
・集中的に支援が必要な対象者に支援を行った場合の評価
・人員配置基準の弾力化
・実施主体の拡充

居住系サービス

・グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実（介護サービス包括型，外部サービス利用型）

グループホーム入居中に一人暮らし等を希望するに至った利用者を含め，一人暮らし等に向けた希望を持つ利用者を支援するため，現行の自立生活支援加算を拡充し，入居中における一人暮らし等に向けた支援や，居住支援法人との連携等を評価する。

居住系サービス

・支援の実態に応じた報酬の見直し

世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め，サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。

② 基本報酬区分の見直し等

○ 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
○ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービスの提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。

介護サービス包括型の例（世話人の配置６：１以上）

【現　　行】共同生活援助サービス費（Ⅲ）　区分６：583単位　区分５：467単位　区分４：387単位　区分３：298単位　区分２：209単位　区分１以下：170単位（単位／日）

【見直し後】共同生活援助サービス費**（Ⅰ）**　区分６：**600**単位　区分５：**456**単位　区分４：**372**単位　区分３：**297単位**　区分２：**188**単位　区分１以下：**171**単位（単位／日）

＋

特定従業者数換算方法（週40時間で換算）で利用者の数に対して一定以上の世話人又は生活支援員が加配されている事業所に対して加算する。

【新　　設】人員配置体制加算（Ⅰ）　区分４以上　**83単位／日**　区分３以下　**77単位／日**　＊特定従業者数換算方法で12：1以上の世話人等を加配

人員配置体制加算（Ⅱ）　区分４以上　**33単位／日**　区分３以下　**31単位／日**　＊特定従業者数換算方法で30：1以上の世話人等を加配

人員配置体制加算 ＋ 各種加算

新基本報酬 ＋ 各種加算

特定従業者数換算方法
→週40時間換算で換算する

例）常勤職員の勤務時間が週38時間45分で，区分３の利用者4人，区分２の利用者10人の事業所が人員配置体制加算Ⅰを算定する場合
①基準上（６：１）で必要な配置
世話人…38.75×（14人÷6）≒89時間8分・・・a
生活支援員…38.75×（4÷9）≒15時間30分・・・b
ａ＋ｂ＝104時間38分
②40時間で換算
世話人…40時間×（14人÷6）≒92時間・・・a’
生活支援員…40時間×（4÷9）≒17時間46分・・・b’
ａ’＋ｂ’＝109時間46分
③40時間換算かつ12:１で加配が必要な時間数…46時間40分
40時間×（14人÷12）≒44時間
④当該事業所が加算算定に必要な加配人数
②＋④ー①（40時間換算で必要な人数から当該事業所での配置時間数を差し引く）
（109時間46分＋44時間）ー104時間38分＝49時間8分

今後，体制届等「勤務予定」を提出する際は28日（４週）の勤務形態一覧によることとします。（実績は従前通り暦月で記録してください）

∴世話人若しくは生活支援員を１週当たり49時間8分加配すれば加算の算定が可能となる。
※端数処理の取扱はQ&A等により変わることもあります。

居住系サービス

・支援の質の確保

運営基準において，各事業所に地域連携推進会議を設置して，地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。

※令和６年度までは経過措置として，事業者の努力義務とする。

«地域との連携等【新設】»

① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね１年に１回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

② 会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。

③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。

※ 上記規定は、令和６年度から努力義務化、令和７年度から義務化。

障害児支援

障害児支援

〇児童発達支援
・児童発達支援センターの一元化
・児童発達支援センター等における地域の障害児支援の中核機能の評価
・総合的な支援の推進
・事業所の支援プログラムの作成・公表
・児童指導員等加配加算の見直し
・専門的支援加算・特別支援加算の見直し
・基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設）
・自己評価・保護者評価の充実
・関係機関との連携の強化（関係機関連携加算の見直し）
・セルフプランの場合の事業所間連携の強化

障害児支援

（児童発達支援つづき）
・認定特定行為業務従事者による支援についての評価の見直し（医療連携体制加算（Ⅶ）の見直し）
・主として重症心身障害児を通わせる事業所の評価の見直し
・医療的ケア児等に対する入浴支援の評価
・医療的ケア児等に対する送迎支援の促進
・共生型サービスにおける医療的ケア児への支援の評価
・強度行動障害児支援加算の見直し
・重度障害児への支援の充実（個別サポート加算（Ⅰ）の見直し）
・要支援・要保護児童への支援の充実（個別サポート加算（Ⅱ）の見直し）
・難聴児への支援の充実
・視覚障害児・聴覚障害児への支援の充実

障害児支援

（児童発達支援つづき）
・家族支援の充実（家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し）
・支援場面等を通じた家族支援の評価
・預かりニーズへの対応
・インクルージョンに向けた取組の推進
・保育・教育等移行支援加算の見直し
・児童発達支援センターにおける食事提供加算の経過措置の取扱い
・障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障

障害児支援

〇放課後等デイサービス
・地域の障害児支援の中核機能の評価
・総合的な支援の推進
・事業所の支援プログラムの作成・公表
・児童指導員等加配加算の見直し
・専門的支援加算・特別支援加算の見直し
・基本報酬におけるきめ細かい評価（時間区分の創設）
・自己評価・保護者評価の充実
・関係機関との連携の強化
・セルフプランの場合の事業所間連携の強化
・送迎時の自立支援の評価

障害児支援

（放課後等デイサービスつづき）
・学校卒業後の生活を見据えた支援の評価
・認定特定行為業務従事者による支援についての評価の見直し（医療連携加算（Ⅶ）の見直し）
・主として重症心身障害児を通わせる事業所の評価の見直し
・医療的ケア児等に対する入浴支援の評価
・医療的ケア児等に対する送迎支援の充実
・共生型サービスにおける医療的ケア児への支援の評価
・強度行動障害児支援加算の見直し
・行動障害の予防的支援と重度障害児への支援の充実（個別サポート加算（Ⅰ）の見直し）
・要支援・要保護児童への支援の充実（個別サポート加算（Ⅱ）の見直し）
・難聴児支援の充実

障害児支援

（放課後等デイサービスつづき）
・視覚障害児・聴覚障がい児等への支援の充実
・不登校児童への支援の充実
・家族支援の充実（家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し）
・支援場面等を通じた家族支援の評価
・預かりニーズへの対応（延長支援加算の見直し）
・インクルージョンに向けた取組の推進
・保育・教育等移行支援加算の見直し
・障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障

障害児支援

〇居宅訪問型児童発達支援
・総合的な支援の推進
・事業所支援プログラムの作成・公表
・効果的な支援の確保・促進（支援時間の下限の設定）
・訪問支援員特別加算の見直し
・多職種連携による支援の評価
・強度行動障害を有する児への支援の充実
・家族支援の充実
・障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障

障害児支援

〇保育所等訪問支援
・インクルージョンに向けた取組の推進
・効果的な支援の確保・推進（訪問先と連携した個別支援計画の作成，支援時間の下限の設定等）
・関係機関との連携の強化
・自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入
・訪問支援員特別加算の見直し
・多職種連携による支援の評価
・医療的ケア児や重症心身障害児等への支援の充実
・強度行動障害を有する児への支援の充実
・家族支援の充実
・障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障

障害児支援

・総合的な支援の推進（児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援）

適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から，運営基準において，事業所に対して支援において，５領域（※）を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし，支援内容について，事業所の個別支援計画等において５領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める。

※５領域…「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

・事業所の支援プログラムの作成・公表（児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援）

総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から，運営基準において，事業所に対して，５領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成・公表を求めるとともに，未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお，１年の経過措置期間を設ける。

障害児支援

・児童指導員等加配加算の見直し（児童発達支援・放課後等デイサービス）

児童指導員等加配加算について，専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし，経験ある人材の活用・評価を推進する観点から，配置携帯（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価を行う。

［現行］

・理学療法士等を配置
・児童指導員等を配置
・その他従業者を配置

［見直し後］

・児童指導員等を配置
　常勤専従・経験５年以上
　常勤専従・経験５年未満
　常勤換算・経験５年以上
　常勤換算・経験５年未満
・その他従業者を配置

障害児支援

・専門的支援加算・特別支援加算の見直し（児童発達支援・放課後等デイサービス）

専門的支援加算及び特別支援加算について，専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から，両加算を統合し，専門的な支援を提供する体制と，専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について，２段階で評価を行う。

［現行］

・理学療法士等を配置
・児童指導員等を配置

［見直し後］

①専門的支援体制加算
＝専門的な支援の強化を図るため，基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

②専門的支援実施加算
＝理学療法士等により，個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合（利用日数等に応じて最大月6回）

障害児支援

・基本報酬におけるきめ細かい評価（児童発達支援・放課後等デイサービス）

基本報酬について，発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から，極めて短時間の支援（３０分未満）は算定対象から原則除外するとともに，個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう，支援時間による区分を設ける。（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く）

＜児童発達支援＞
支援時間による区分は，「３０分以上１時間３０分以下」，「１時間３０分超３時間以下」，「３時間超５時間以下」の３区分とする。

＜放課後等デイサービス＞
支援時間による区分は，「３０分以上１時間３０分以下」，「１時間３０分超３時間以下」，「３時間超５時間以下」の３区分とし，「３時間超５時間以下」の区分は学校休業日のみ算定可能とする。
なお，時間区分は個別支援計画に定めた支援時間で判定することを基本としつつ，事業所の都合で支援時間が短くなった場合は，実支援時間で判定することとし，欠席時対応加算（Ⅱ）については廃止する。

障害児支援

・自己評価・保護者評価の充実（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

自己評価・保護者評価について，実施方法を明確化する。

保育所等訪問支援についても，効果的な支援を確保・促進する観点から，自己評価，保護者評価及び訪問先評価の実施・公表を求めるとともに，未実施の場合の報酬の減算を設ける。

＜運営基準＞

〇指定児童発達支援事業所は，支援の質の評価及び改善を行うに当たっては，次に掲げる事項について，指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で，自ら評価（自己評価）を行うとともに，当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）を受けて，その改善を図らなければならない。

〇指定児童発達支援事業者は，おおむね１年に１回以上，自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を，保護者に示すとともに，インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

障害児支援

・関係機関との連携の強化（関係機関連携加算の見直し）

こどもと家族に対する包括的な支援を進める観点から，関係機関連携加算について，対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに，個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合の評価を行う。

②関係機関との連携の強化 【児童発達支援・放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ】

○ **関係機関連携加算**について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合に評価

《関係機関連携加算》

[現行]
（Ⅰ）200単位／回（月１回まで） 保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等
（Ⅱ）200単位／回（１回まで） 就学先・就職先と連絡調整

➡

[改定後]
（Ⅰ）250単位／回（月１回まで） 保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等
（Ⅱ）200単位／回（月１回まで） 保育所や学校等と１以外で情報連携
（Ⅲ）150単位／回（月１回まで） 児童相談所、医療機関等と情報連携
（Ⅳ）200単位／回（１回まで） 就学先・就職先と連絡調整

○ ｾﾙﾌﾌﾟﾗﾝで複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価
（事業所間連携加算） ※併せて、障害児支援利用計画（ｾﾙﾌﾌﾟﾗﾝ）と個別支援計画を自治体・事業所間で共有して活用する仕組みを設ける

新設 **《事業所間連携加算》**
（Ⅰ）（中核となる事業所）500単位／回（月１回まで）
（Ⅱ）（連携する事業所） 150単位／回（月１回まで）
※（Ⅰ）会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を実施
（Ⅱ）情報連携に参画、事業所内で情報を共有し支援に反映

障害児支援

・強度行動障害児支援加算の見直し

強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から，強度行動障害児支援加算について，支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で，評価を充実する。

②強度行動障害を有する児への支援の充実　【児童発達支援・放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ】

○　**強度行動障害児支援加算**について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽにおいて、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価を見直す

《強度行動障害児支援加算》　**［現行］** 155単位／日
※基礎研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援

➡

［改定後］　（Ⅰ）（児基準20点以上）200単位／日
（Ⅱ）（児基準30点以上）250単位／日（※放デイのみ）
加算開始から90日間は＋500単位／日
※実践研修修了者（Ⅱは中核的人材）を配置し、支援計画を作成し支援

※このほか、放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽの個別ｻﾎﾟｰﾄ加算（Ⅰ）においても評価を充実。また、集中的支援加算（1000単位／日（月４回まで））も創設

39

障害児支援

・預かりニーズへの対応

基本報酬の評価において，支援時間に応じた区分を設定することとあわせて，延長支援加算を見直し，一定時間区分を超えた時間帯の支援について，預かりニーズに対応した延長支援として評価を行う。

延長時間帯の職員配置については，安全確保の観点から２人以上の配置を求めるとともに，児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど，運用の見直しを行う。

②預かりニーズへの対応　【児童発達支援・放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ】

○　基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、**延長支援加算**を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価

《延長支援加算》

[現行]	障害児	重症心身障害児
延長１時間未満	61単位／日	128単位／日
同１時間以上２時間未満	92単位／日	192単位／日
同２時間以上	123単位／日	256単位／日

※営業時間が８時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員１名以上を配置）

➡

[改定後]	障害児	重症心身障害児・医療的ｹｱ児
延長１時間以上２時間未満	92単位／日	192単位／日
同２時間以上	123単位／日	256単位／日
（延長30分以上１時間未満	61単位／日	128単位／日）

※基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（児発：５時間、放ﾃﾞｲ：平日３時間・学校休業日５時間）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を行った場合（職員２名以上（うち１名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者含む）を配置）
なお、延長30分以上１時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可

41

障害児支援

・不登校児童への支援の充実（放課後等デイサービス）

継続的に学校に通学できない児童（不登校児）への支援の充実を図る観点から，通常の発達支援に加えて，学校との連携を図りながら支援を行った場合の評価を行う。

・効果的な支援の確保・促進（支援時間の下限の設定）

（居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援）

訪問支援時間に下限を設定し，３０分以上とすることを求める。

相談系サービス

相談系サービス

○計画相談支援・障害児相談支援
・基本報酬の見直し
・質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し
・適切な相談支援の実施
・医療等の多機関連携のための加算の見直し
・医療との連携のための仕組み
・高い専門性が求められる者の支援体制
・相談支援に従事する人材の確保
・ＩＴＣの活用等
・離島や過疎地などにおける取扱い
・障害児相談支援におけるこどもの最善の利益の保障，インクルージョンの推進

●横断的事項
・高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価

相談系サービス

・基本報酬の見直し

機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ），（Ⅱ），（Ⅲ）について，「協議会に定期的に参画し，関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」及び「基幹相談センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること」を要件に加えるとともに，更に評価する。

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**

  ※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	サービス利用支援費　※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	４名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	３名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	２名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	１名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

※1　継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ

※2　複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加

「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

（機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ），（Ⅱ），（Ⅲ）を算定する事業所の要件について，以下の下線の内容を追加

①協議会に定期的に参画し，関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。
②基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。
③運営規程において，市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに，協議会に定期的に参画していること。

相談系サービス

・医療等の多機関連携のための加算の見直し

医療・保育・教育機関等連携加算について，モニタリング時においても算定を可能とする。

医療・保育・教育機関等連携加算及び集中支援加算について，利用者の通院に同行し障害者等の状況を情報提供する場合や，関係機関等からの求めに応じて障害者等の状況を情報提供する場合も加算の対象とするとともに，これらの場合について，一定の上限を設けた上で複数回の算定を可能とする。また，連携の対象に訪問看護の事業所を加える。

上記以外の関係機関への訪問や情報提供等を評価する各種加算についても，関係機関への訪問による本人の状況説明や各種調整に伴う業務負担を踏まえ，単位数を引き上げる。

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加（訪問看護事業所）、算定回数などの評価の見直しを行う。

面談・会議
・医療機関、保育、教育機関等との面談・会議

通院同行
・利用者の通院に同行し、必要な情報提供を実施

情報提供
・関係機関に対して文書により情報提供を実施

加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	（新）通院同行	－	300単位
	（新）情報提供	－	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	（新）通院同行	－	300単位
	（新）情報提供	－	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等
  医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を要に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算 行動障害支援体制加算 精神障害者支援体制加算	35単位	対象者あり：60単位 対象者なし：30単位
（新）強度行動障害者支援体制加算	－	

- 支給決定に際して市町村に提出された意思意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨通知。

最後に

・報酬改定は基本的に３年に１度行われます。

・改定により，加算の要件等が変更となる場合があります。国から発出される報酬告示や留意事項通知，Ｑ＆Ａや関係通知などにより算定の要件をよく確認してください。

最後に

・報酬改定等についてのお問い合わせは，必要に応じ厚労省等への確認を要する場合があるため，当面メールでのみ受け付けることといたします（お電話でのお問い合わせはお控えください。）

回答については，個別にはせず，一定程度まとめてＨＰ上で公表する予定です。

問い合わせ専用メールアドレス

shido-syougai03@city.asahikawa.hokkaido.jp

※メール受付期間　本日から令和６年４月３０日まで